

## 平成20年度包括外部監査の結果に対する改善措置

### 目次

1．総括的意見	1
2．群馬へリポート	5
3．つつじが岡公園（花山部分を除く）	7
4．群馬の森	9
5．新玉村ゴルフ場	12
6．高崎城址地下駐車場	16
7．群馬県総合スポーツセンター	19
8．上記往査6施設の基本協定書について	24
9．その他の指定管理者制度対象施設（往査6施設以外）について	26
生活文化部 人権男女共同参画課	26
生活文化部 文化振興課	27
健康福祉部 健康福祉課	29
健康福祉部 障害政策課	30
環境森林部 自然環境課	32
環境森林部 緑化推進課	34
農政部 蚕糸園芸課	37
農政部 畜産課	39
産業経済部 労働政策課	40
産業経済部 観光物産課	41
県土整備部 都市計画課	45
企業局 財務管理課	46
教育委員会 生涯学習課	47
教育委員会 スポーツ健康課	48

監査対象：１．総括的意見

意見	改善措置
<p>( 1 ) 指定管理制度対象施設の範囲について 管理範囲の設定について ( 3 - 1 - 1 頁 ) 公の施設 1 単位に拘泥することなく、また、所管部局の枠に拘泥することなく、相乗効果等も考慮して、指定管理対象施設の範囲を決定することが望まれる。</p>	<p>近隣施設との一体的管理による効率化については、次回の選定前に、施設のあり方自体から検討を行う。 指定管理業務の範囲については、選定前に作成する「当該施設の管理における指定管理者制度活用の実施方針」(以下「実施方針」という。)の中で検討するよう、「指定管理者の指定手続き等に関するガイドライン」(以下「手続きガイドライン」という。)を平成 2 1 年度中に改正する。</p>
<p>( 2 ) 指定管理者選定における問題について 公募の実施について ( 3 - 1 - 1 頁 ) 指定管理者の選定は、入札方式によらず、原則として、公募によるプロポーザル方式が採用されているが、非公募により選定されている例も多い。また、契約における所謂、兼業禁止規定の適用もない。透明性確保に向けて、法制度等のより一層の整備が望まれる。</p>	<p>次回の選定に当たっては、非公募理由を再検証した上で、公募、非公募を決定するなど、適切な運用を行う。 公募団体の応募基準については、地方自治法の兼業禁止規定に準じて運用するよう、手続きガイドラインを改正する。</p>
<p>選定委員会における透明性・公正性の確保について ( 3 - 1 - 5 頁 ) 指定管理者は公募を原則としていることから、応募する団体間の競争が予想される。しかも、客観的な数値である応募価格で決定する入札方式と異なり、審査によって決定されることから、選定の過程や手続の公正性と透明性の確保が、制度運営上重要である。</p>	<p>選定委員会には財務諸表の審査に精通した委員(公認会計士・中小企業診断士等)を必ず複数選任するよう、手続きガイドラインを改正して平成 2 1 年度の選定から実施する。 応募計画概要の選定前公表、委員会の審議概要の随時公表等を行うよう、手続きガイドラインを改正して平成 2 1 年度の選定から実施し、選定過程における情報公開を一層進める。</p>
<p>選考における財務数値の審査について ( 3 - 1 - 8 頁 ) 指定管理者が指定期間中、指定管理業務を安定的に実施する能力を有していなければならないことは、選考における最も基本的な事項の一つである。この能力を測るうえで最も重要な資料が、指定管理者の提出する団体としての決算書であるが、従来の選考において、決算書の数値が十分に活用されているとは言えない。今後、一層活用するための仕組み作りが望まれる。</p>	<p>選定基準の「指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること」及び審査項目の「財務状況」等の業務継続能力に関する審査について、他の項目とは別に扱う仕組みを検討し、手続きガイドラインを改正して平成 2 1 年度の選定から実施する。</p>
<p>再委託割合の高い指定管理者の選定について ( 3 - 1 - 1 0 頁 ) 再委託割合の高い場合には、効率が低くなる傾向にある。再委託割合</p>	<p>「管理運営体制」の審査項目の「外部委託に係る実施計画の妥当性」に関する審査・確認を徹底するよう、平成 2 1 年度中に手続きガイドラインを改正する。</p>

<p>の高い団体が選定の対象になる場合には、特に効率性に留意した選定、検討が行われる必要がある。</p>	
<p>(3) 指定管理業務の実施管理について 指定管理業務の範囲の不明確性について (3-1-10頁) 指定管理業務の範囲が、協定書、仕様書上も不明確な場合がある。特に、施設の清掃、警備、貸出し等に加えて、事業(所謂自主事業)がある場合が曖昧である。</p>	<p>基本協定書締結前における指定管理者との協議の際に、指定管理業務の範囲について十分確認して仕様書に具体的に規定するよう、手続きガイドラインを改正して平成21年度に選定を行う施設から実施する。 自主事業については、事前承認を文書により行い、指定管理業務と区分する。</p>
<p>管理費用の算定について (3-1-11頁) 指定管理者に指定管理業務の対価として支払う指定管理費用は、過去の実績からの積算方式によって算定されていることが多いが、算定時の市況、時価等も十分勘案して算定することが望まれる。</p>	<p>指定期間における管理費用の上限額及び年度協定における指定管理費用の積算に当たっては、市況、時価等の情報も参考にした上で定める。</p>
<p>決算書の適時入手について (3-1-12頁) 指定管理者団体の決算書が、毎決算期ごとに、入手されていない場合が多い。指定管理者団体の業務継続能力のチェックのためには、必ず毎期適時に入手して、チェックする必要がある。</p>	<p>施設の管理運営状況等の把握、監督及び評価を充実させるため、平成21年度中にモニタリングに関する新たなガイドライン(以下「モニタリングガイドライン」という。)を策定し、指定管理者団体としての決算書の提出を決算期ごとに受け、業務継続能力を確認する。</p>
<p>区分経理のチェックにおける根本的な問題点について (3-1-12頁) 指定管理者団体には、指定管理事業と他の事業を明確に区分経理して、事業を実施し報告することが義務付けられている。区分経理が適正に実施されているか否かは、指定管理者団体の経理が適正であることが前提であり、区分経理された指定管理事業の経理のみをチェックしているだけでは、本来、不十分である。</p>	<p>指定管理者団体に係る会計問題を群馬県顧問公認会計士への相談対象とすることにより、平成21年度中に専門家によるチェック体制を整える。 決算書や指定管理業務の経理の状況を確認する職員の資質向上を図る研修の実施について検討する。</p>
<p>月例、年次報告における管理費用支出等のチェックの不備について (3-1-13頁) 月例報告書、事業報告書に基づく調査において管理費用支出等の会計に関するチェックが十分に行われていない。</p>	<p>月例報告書及び年度ごとの事業報告書の会計に関する確認について、モニタリングガイドラインに定め、平成21年度の事業報告書の確認から実施する。 県顧問公認会計士への相談制度を積極的に活用することにより確認を徹底する。 決算書や指定管理業務の経理の状況を確認する職員の資質向上を図る研修の実施について検討する。</p>
<p>目標管理の徹底が十分でないことについて (3-1-14頁) 指定管理者の管理行動は、従来の官以外の発想による計画立案・実行・評価・改善の所謂PDCAの業務</p>	<p>数値目標等について、指定管理者が独自に設定する達成目標も含めて事業計画書等に明示するよう、手続きガイドラインを改定し、平成21年度に選定を行う施設から実施する。 事業報告書の記載項目を事業計画書と一致させ、目標に対する実績評価が可能な様式に改める。</p>

<p>改善サイクルを基礎として成り立っているが、目標 = 計画の設定方法、達成度管理方法等に不十分な点が多い。</p>	
<p>個人情報の保護について (3-1-14頁) 指定管理者制度の信頼性を確保するためには、個人情報の保護は最も重要な課題である。個人情報保護について、県は基本協定書に特記事項として定めているが、遵守されていない施設が多い。部局横断的な早急な対策が望まれる。</p>	<p>平成21年度中に個人情報保護の対応状況調査を実施し、規程等の整備を徹底する。</p>
<p>(4) 年度評価等について 設置目的・使命の曖昧さに派生する評価の困難性について (3-1-15頁) 施設の設置目的や使命が曖昧なまま、指定管理者の選定や評価が行われている場合が多い。結果として、目的や使命達成のために、真に相応しい指定管理者が選定されているのか、その指定管理者の実施した管理業務が目的・使命適合的に実施されているか等の評価が的確にできるのかについて不安がある。</p>	<p>施設の設置目的、管理運営の目標、指定管理業務ごとの要求水準、数値目標等について、実施方針及び募集要項に定めるとともに、指定管理者が独自に設定する達成目標も含めて事業計画書等に明示するよう、手続きガイドラインを改定して平成21年度に選定を行う施設から実施する。指定管理期間中の施設についても、平成21年度中に作成する平成22年度の事業計画書等から明示する。</p>
<p>モニタリング制度の充実について (3-1-15頁) 指定管理者制度が、PDCAの管理サイクルの下に、継続的な改善活動として、有効性・効率性を上昇させていくためには、モニタリング制度のより一層の充実が必要である。</p>	<p>利用者満足度アンケートを指定管理業務に位置づけて実施するなど、設定した目標に対する達成度評価の方法及び評価結果の管理運営改善への活用についてモニタリングガイドラインに定め、平成22年度の事業評価から実施する。</p>
<p>コスト削減効果と住民満足度の公表について (3-1-17頁) 指定管理者制度導入に伴う行政コスト削減効果は、約6億円と開示されている。一方で、指定管理者制度導入の最重要目的である住民サービスの向上効果については、その分析結果等は開示されていない。</p>	<p>管理運営状況の評価方法について、モニタリングガイドラインに定め、平成20年度の実績から、年度ごとに、コスト削減効果及び住民サービスの向上効果を分析して結果を公表する。</p>
<p>管理運営状況の開示等の情報公開について (3-1-17頁) 指定管理者による公の施設の管理運営について、公正性、透明性を確保し、住民からも支持されるためには、管理運営情報の公開も重要な要素である。</p>	<p>平成20年度の管理運営実績から、評価結果と併せて、年度ごとに公表する。</p>
<p>(5) その他 外郭団体の今後への対応について (3-1-17頁) 従来、公の施設の管理委託を受け</p>	<p>公社・事業団改革の中で、指定管理業務を設立目的としている団体のあり方や役割について検討する。</p>

るために存在し、中心的な役割を果たしてきた、所謂、外郭団体が、指定管理者制度導入に伴い、民間団体等との競争に曝されることになり、解散・清算に追い込まれる場合があるが、雇用の問題等も含め、今後のあり方等の方針をより前広に検討しておくことが望まれる。

監査対象：2．群馬ヘリポート（指定管理者：（株）日本空港コンサルタンツ・大成サービス（株）連合体）

監査結果＜指摘事項＞	改善措置
<p>（１）指定管理者の経営状況・事業継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について （３－２－１頁） 指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか、事業継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料を定期的に入手することが望まれる。県は指定管理者の事業継続能力等を判断するため、指定管理者団体全体の決算書を入手し定期的に経営状況・事業継続能力を確認すべきである。</p>	<p>毎年度の事業報告書に決算書を添付させることとした。また、指定管理者指定申請時に提出された年次以後の決算書の提出も求め、事業継続能力を確認することとした。</p>
<p>（２）仕様書記載の業務内容と条例記載の業務内容の不一致について （３－２－２頁） 指定管理者の業務内容について、仕様書に記載されているものと、条例に記載されているものが不一致となっていた。</p>	<p>仕様書の記載内容について再検討を行い、平成２１年度中に仕様書を修正する。</p>
<p>（３）学習館の目的・運営業務範囲が不明確なことについて （３－２－２頁） 指定管理者が実施すべきヘリコプター学習館の目的・運営業務の内容が明確ではない。</p>	<p>学習館の目的・運営業務内容について再検討を行い、平成２１年度中に仕様書において明確にする。</p>
<p>（４）備品台帳の記載誤りについて （３－２－３頁） 指定管理者へ貸与する備品の台帳に記載されている数量に記載誤りがあった。</p>	<p>記載誤りの数量について、備品台帳を修正した。また平成２１年度中に備品管理体制について見直しを行う。</p>
<p>（５）所有備品台帳の記載漏れについて （３－２－３頁） 指定管理者へ貸与する備品の台帳に記載されていない備品があった。</p>	<p>記載漏れの備品について、備品台帳を修正した。また、平成２１年度中に、備品の所有関係等の整理及び不要品の整理を実施する。</p>

意見	改善措置
<p>（１）ヘリポート運営業務の見直しについて （３－２－４頁） ヘリポートの利用実態が一部受益者の利用に止まっていることから、受益者負担の増額、実施業務の見直しによる管理コストの削減を検討すべきである。</p>	<p>受益者負担（着陸料及び停留料）について、近接する公共用ヘリポートにおける動向も踏まえた見直しを平成２１年度中に検討する。 実施業務の見直しについて、群馬ヘリポートの維持に最低限必要な業務内容を精査して管理コストの削減を図り、平成２２年度に実施する次回指定管理者公募の際に提示する仕様書において反映させる。</p>
<p>（２）リスク負担の取り決めが不十分</p>	<p>平成２１年度中に基本協定書を改定し、運用時間外のリスク負担につ</p>

<p>な事例について (3-2-5頁) 群馬県と指定管理者との間でリスク負担について取り決めを行っているが、営業時間外の警備等についてのリスク負担が明確に決められていなかった。</p>	<p>いて明記する。</p>
<p>(3) 事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告の費目の不一致について (3-2-6頁) 事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告に記載されている費目が一致していない。両者の記載が一致していなければ計画・実績対比が適切に行えないので一致させるべきである。</p>	<p>平成21年5月までに指定管理者からの提出を求める平成20年度事業報告書から、費目を一致させた収支報告を提出させることとした。また、平成19年度の事業報告書についても、事業計画書と一致した収支報告となるよう、修正させることとした。</p>
<p>(4) 事業計画で予定されている事項のうち実施されていない事項について (3-2-7頁) 事業計画に記載されていた事項のうち、実施されていないため事業報告書に記載されていない事項があった。計画の実行管理を徹底するとともに、事業計画に記載した事項について実際は必要がなかったなどの理由により実施されていない場合でも、事業報告書にその旨を記載することが望ましい。</p>	<p>平成21年5月までに指定管理者からの提出を求める平成20年度事業報告書から、事業計画書記載事項の実施状況について整合性のある記載となるよう改善させることとした。</p>
<p>(5) 区分経理に関するチェック機能の不備について (3-2-8頁) 指定管理者団体全体の会計と指定管理対象施設に関する会計についての区分経理の適切性に関するチェックが十分に機能している状況にあるとは言えない。</p>	<p>平成20年度までの区分経理の実施状況について、平成21年5月までに指定管理者からの提出を求める平成20年度事業報告書の検査にあわせて検査を行う。また、平成21年度の区分経理の実施状況について、四半期ごとを目途に検査を行うこととする。</p>
<p>(6) 会計帳簿における記帳日付の誤りについて (3-2-8頁) 指定管理期間は4月1日から3月31日までであるが、記帳上の取引日付が指定管理期間後、現金収支のあった4月あるいは5月の日付になっているものがある。</p>	<p>平成21年4月に、会計帳簿を適切に記載するよう指導した。</p>
<p>(7) 収支報告書作成における記帳修正手続について (3-2-9頁) 収支報告書の作成に際して帳簿の誤りがある場合には、帳簿の修正を行った上で収支報告書を作成すべきである。</p>	<p>平成21年4月に、会計帳簿を適切に記載するよう指導した。</p>

監査対象： 3 . つつじが岡公園（花山部分を除く）(指定管理者：(財)群馬県公園緑地協会)

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>(1) 基本協定書条文の脱漏もしくは削除漏れについて (3-2-10頁) 基本協定書第12条第3項の3行目の文章の前半部分の文章が脱漏もしくは後半文章が削除漏れとなり、訂正されていない。</p>	<p>基本協定書の条文チェックを入念に行い、第12条第3項の3行目の文章のうち、後半文章を削除し、文意を明確にするとともに、条文に管理費用を充て購入した備品の所有権は、県に帰属させる規定を明示した。</p>
<p>(2) 公園の維持管理に関する計画書の提出状況について (3-2-11頁) 年度協定書添付のつつじが岡公園業務仕様書で提出が要請されている「維持管理実施計画書」が適時に提出されていない。</p>	<p>「維持管理実施計画書」を提出させ、平成20年度から事業計画書の提出と合わせ、計画内容をチェックしている。</p>
<p>(3) 「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理について (3-2-11頁) 基本協定書の第10条で規定している「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理がなされていない。</p>	<p>平成20年度収支報告書から、区分された業務毎に個別直接的に把握される直接費を適切に各業務区分に経理するよう指導した。 また、各業務区分に共通に発生する共通費は、配賦基準で各業務区分に按分計算して、適切な区分経理に基づき平成20年度の収支報告書を作成するよう指導した。</p>
<p>(4) 管理対象施設・備品の範囲が明確でないことについて (3-2-12頁) 指定管理者が管理すべき施設及び備品が明確でない。</p>	<p>平成21年度から管理すべき公園の建物、付属設備、構築物あるいは植栽などの管理物件を業務仕様書に個別に明記した。 また、備品については、指定管理者に無償貸与する備品台帳を業務仕様書に記載し、明確にした。</p>
<p>(5) 指定管理者が行った高額な補修・修繕工事の負担について (3-2-13頁) 指定管理者が行った補修・修繕工事の中に、本来は県が負担すべき高額のものが、指定管理者負担として含まれている。</p>	<p>一般的な補修・修繕について、平成21年度から軽微なもの(1件あたり20万円未満)及び緊急を要するものとし、総額を(300万円に)引き上げた。</p>
<p>(6) 再委託に関する手続の不備について (3-2-13頁) 指定管理業務について指定管理者が第三者に委託等する場合の手続において、基本協定書で取り決められた手続の一部が適切に実施されていない。</p>	<p>再委託に関する手続を徹底するよう指導し、平成20年度から適切に実施されている。</p>

意見	改善措置
<p>(1) つつじが岡公園一体としての管理について</p>	<p>複合施設としての一体管理方式については、次回選定時までには、施設のあり方と合わせて検討する。また、3施設の連携を図る目的で平成2</p>



<p>( 3 - 2 - 1 4 頁 )  つつじが岡公園は、従来から、花山部分（環境森林部・自然環境課）、花山以外（県土整備部・都市計画課）、水産学習館（農政部・蚕糸園芸課）で区分して管理されている。現在は、花山部分は指定管理者として館林市、花山部分以外と水産学習館は指定管理者として財団法人群馬県公園緑地協会が管理主体となっており、各々が各々の立場から、住民サービスを展開している。公園施設としての効用を高め、住民サービスの向上のために、全体を一体としてとらえた包括的な施設の整備・管理の実施が望まれる。</p>	<p>1年1月に「つつじが岡公園活性化会議」を設置した。</p>
<p>( 2 ) 現場説明会の未実施について  ( 3 - 2 - 1 5 頁 )  公募手続において、応募者及び選定委員に対して現場説明会を実施していなかったが、現状を把握した上で指定管理者の応募をさせることが望ましい。</p>	<p>次回（平成23年度）の選定からは、現場説明会を開催する。また、選定委員に対する現場説明会も開催する。</p>
<p>( 3 ) 申請資料として提出される申請団体の財務資料の不足について  ( 3 - 2 - 1 6 頁 )  申請書の添付資料として申請団体の財務諸表の添付を要請しているが、申請年度の直前年度の1期分のみであった。</p>	<p>平成20年度の選定から、申請書の添付資料として、3期分の決算書を提出させた。</p>
<p>( 4 ) 温室の機械運転に係る委託業務が随意契約であることについて  ( 3 - 2 - 1 6 頁 )  温室の機械運転に係る委託業務は過去5年間1者による随意契約で他から見積書も入手していない。</p>	<p>平成21年度の委託業務から指名競争入札により実施した。</p>
<p>( 5 ) 収支報告書に計上される法人税額の按分基準について  ( 3 - 2 - 1 7 頁 )  平成19年度の収支報告書において法人税額の按分基準が各管理業務の事業費の比率によっているが、所得基準で算定することが望ましい。</p>	<p>平成20年度の収支報告書から、法人税額の按分計算は所得金額を基準として行うよう指導した。</p>
<p>( 6 ) 公園において制限される行為等に関する掲示について  ( 3 - 2 - 1 7 頁 )  群馬県立公園条例において制限もしくは禁止される行為について利用者に明示されていない。</p>	<p>平成21年度中に、公園施設において、禁止される行為や制限される行為を看板、園内掲示板等で明示する。</p>

監査対象：４．群馬の森（指定管理者：グリーンクラフトマン（株））

監査結果＜指摘事項＞	改善措置
<p>( 1 ) 基本協定書の契約者が適切に変更されていないことについて            ( 3 - 2 - 1 8 頁 )            指定管理者は平成 1 8 年 1 0 月に Green Craftsmen からグリーンクラフトマン株式会社に変更となっているが、基本協定書の当事者は Green Craftsmen のままであった。指定管理者が契約期間中に何らかの理由で変更となった場合には、変更後の状況に合わせて基本協定書を適時適切に変更しなければならない。</p>	<p>指定管理者が変更となった場合は、速やかに基本協定書の変更手続きをとるよう徹底した。</p>
<p>( 2 ) 「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理について            ( 3 - 2 - 1 9 頁 )            基本協定書の第 1 0 条で規定している「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理がなされていない。</p>	<p>平成 2 0 年度収支報告書から、区分された業務毎に個別直接的に把握される直接費を適切に各業務区分に経理するよう指導した。            また、各業務区分に共通に発生する共通費は、配賦基準で各業務区分に按分計算して、適切な区分経理に基づき平成 2 0 年度収支報告書を作成するよう指導した。</p>
<p>( 3 ) 文書等の管理及び保存の不備について            ( 3 - 2 - 2 0 頁 )            基本協定書及び仕様書において指定管理者は、文書等の管理及び保存が義務付けられているが適切に行われていない。また、県の指導も十分ではない。</p>	<p>文書等の保存管理について、徹底するよう指導するとともに、管理監督体制を強化した。</p>
<p>( 4 ) 群馬の森サポーターズクラブの運営の一部未実施について            ( 3 - 2 - 2 0 頁 )            指定管理者の業務には、群馬の森サポーターズクラブの運営が含まれているが、その運営業務の内の一部を行っていない。</p>	<p>業務仕様書に従った、業務の実施を徹底するよう指導するとともに、管理監督体制を強化した。</p>
<p>( 5 ) 契約書の不作成について            ( 3 - 2 - 2 1 頁 )            指定管理者は、重要な業務の再委託・派遣についての契約書を作成していない。また、再委託であるとする、再委託契約について定められた群馬県による承諾を受けていないことになる。</p>	<p>あらかじめ県から書面による承諾を受けた上で、契約書を締結し、写し等資料の提出を徹底するよう指導するとともに、管理監督体制を強化した。</p>
<p>( 6 ) 管理物件の記載漏れについて            ( 3 - 2 - 2 1 頁 )            指定管理者が管理すべき公園施設・備品として、業務仕様書に記載されていない管理物件がある。</p>	<p>所有関係が明確でない施設等について、平成 2 1 年度中に再度調査し、明らかにするとともに、管理物件の記載について漏れののないよう、徹底した。</p>
<p>( 7 ) 個人情報保護規程の未制定につ</p>	<p>個人情報保護規程を制定するよう指導し、県への報告を求めるととも</p>

<p>いて (3-2-22頁) 指定管理者は、個人情報保護規程を制定しておらず、また、群馬県はその規程の報告を受けていない。</p>	<p>に、管理監督体制を強化した。</p>
----------------------------------------------------------------------------	-----------------------

意見	改善措置
<p>(1) 群馬の森所在施設の一括管理等について (3-2-23頁) 群馬の森園地内には、県立近代美術館・歴史博物館等の複数の施設が所在している。群馬の森園地は指定管理の管理施設であるのに対して、美術館・博物館は県直営と各々の管理主体が異なっており、各々が各々の立場から、住民サービスを展開している。住民サービス向上のためには、これら複合施設を一体ととらえた施設の整備・管理、施策の実施が有効であると考えられる。</p>	<p>近代美術館、歴史博物館等の関係施設との連携強化を図るため、平成21年度中に運営協議会等を設置し、一体的なサービスの提供等について検討する。</p>
<p>(2) 現場説明会の未実施について (3-2-23頁) 公募手続において、応募者及び選定委員に対して現場説明会を実施していなかったが、現状を把握した上で指定管理者の応募をさせることが望ましい。</p>	<p>次回の選定からは、現場説明会を開催する。 また、選定委員に対する現場説明会も開催する。</p>
<p>(3) 申請資料として提出される申請団体の財務資料の不足について (3-2-24頁) 申請書の添付資料として申請団体の財務諸表の添付を要請しているが、申請年度の直前年度の1期分のみであった。</p>	<p>平成20年度の選定から、申請書の添付資料として、3期分の決算書を提出させた。</p>
<p>(4) 提出書類・報告書類の作成について (3-2-24頁) 申請書類・報告書類の作成、收受に関して、指示の不明確さや行き違い等から、訂正、変更が多く発生する状況があった。</p>	<p>県と指定管理者で十分なコミュニケーションを図るとともに、書類作成の留意点を文書化するなど、事務処理の効率化を図る。</p>
<p>(5) 事業計画書の項目と事業報告書の項目の不一致について (3-2-25頁) 年度開始前に提出される事業計画書と年度終了後に提出される事業報告書の項目が一致していないため、計画の達成状況に係る評価が困難である。</p>	<p>平成20年度事業報告書について、事業計画書の項目と一致させた様式で提出させることとした。</p>
<p>(6) 事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告の費目の不一致について</p>	<p>平成20年度事業報告書から、収支計画書と勘定科目を統一した収支報告書を提出させることとした。</p>

<p>( 3 - 2 - 2 5 頁 )  事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告に記載されている費目が一致していない。両者の記載が一致していなければ計画・実績対比が適切に行えないので一致させるべきである。</p>	
<p>( 7 ) 業務仕様書に記載されていない管理業務の実施について  ( 3 - 2 - 2 6 頁 )  指定管理者に、業務仕様書に記載されていない施設の管理負担が発生している事例がある。</p>	<p>次回選定までに、現場の業務実態を踏まえ業務内容を再検討し、必要項目を業務仕様書に明記する。</p>
<p>( 8 ) 県によるボランティア団体への関与について  ( 3 - 2 - 2 7 頁 )  県は群馬の森サポーターズクラブの事務局としての運営業務にまで関与している実態がある。ボランティア団体の公の施設への自主的な協力は望ましいことであるが、ボランティア団体であり、過度な関与は避け、その自主性を損なわない範囲での運営を支援することが望ましい。</p>	<p>ボランティア団体の自主性を損なうことのないように留意するとともに、平成 2 1 年度中に群馬の森サポーターズクラブの運営方法について検討する。</p>
<p>( 9 ) 公園において制限される行為等に関する掲示について  ( 3 - 2 - 2 7 頁 )  群馬県立公園条例において制限もしくは禁止される行為について利用者に明示されていない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に、公園施設で禁止される行為や制限される行為について、看板、園内掲示板等で明示する。</p>

監査対象：5．新玉村ゴルフ場（指定管理者：金井興業（株））

監査結果＜指摘事項＞	改善措置
<p>(1) 収入の範囲の定義が不明であることについて            (3-2-29頁)            新玉村ゴルフ場は利用料金制度を採用しており、県への納付金は事前に決められている金額以外に、ゴルフ場の運営で生じた利益に応じて追加的に納付金が納められる仕組みとなっている。しかしながら、利益の計算をするためのベースとなる収入について、どこまでの収入がゴルフ場の利益計算に含まれるのか定義が曖昧であり改善すべきである。</p>	<p>平成21年度中に基本協定書を変更し、定義を明確にする。</p>
<p>(2) 収支状況報告書と会計帳簿との不整合及び区分経理について            (3-2-30頁)            収支状況報告書は3月末の決算整理事項が不明瞭であり、会計帳簿との整合性が確認できなかった。区分経理の適正性について検証できない。</p>	<p>収支状況報告書と会計帳簿との整合性が確認できるよう根拠資料を整備し、区分経理の適正性を確保できるよう改善した。</p>
<p>(3) 備品の現物管理の不備について            (3-2-31頁)            備品について現場で管理台帳が作成されていない。指定管理者は企業局から管理を委託されている備品について管理台帳を作成する必要がある。</p>	<p>平成21年度中に備品管理台帳を整備する。</p>
<p>(4) 指定管理業務等の実施に必要な文書等の管理諸規則の未整備について            (3-2-31頁)            「新玉村ゴルフ場の管理および運営に関する基本協定書」(平成18年3月14日)(以下、基本協定書)第24条では、「指定管理者は、ゴルフ場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが文書等の管理に関する諸規則の整備が十分とはいえない。</p>	<p>平成21年度中に指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備する。</p>
<p>(5) 個人情報保護規程の未制定について            (3-2-32頁)            指定管理者は、個人情報の保護に関する法律、群馬県個人情報保護条例の趣旨に即して、規程を制定しなければならないが、規程は作成されていない。</p>	<p>平成20年11月に個人情報保護規程を制定した。</p>
<p>(6) 個人情報の利用及び提供の制限</p>	<p>平成20年11月に指定管理者から承認申請を受け、内容を精査し承</p>

<p>に関する未承認について (3-2-32頁) 指定管理者は、委託先であるP社に予約業務及びダイレクトメール発送業務を委託し、個人情報を提供しているが、企業局の承認を受けていない。</p>	<p>認した。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

意見	改善措置
<p>(1) 事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告の費目の不一致について (3-2-33頁) 事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告に記載されている費目が一致していない。両者の記載が一致していなければ計画・実績対比が適切に行えないので一致させるべきである。</p>	<p>平成21年度事業計画書の収支計画書から、勘定科目を統一し、適切に計画と実績の比較ができるよう改善した。</p>
<p>(2) 管理台帳で管理すべき備品の範囲について (3-2-35頁) 企業局の資産として計上すべき備品は取得価額が10万円以上であるが、現物管理の観点から現場で管理台帳で管理すべき備品の範囲は10万円未満とすることが望ましい。</p>	<p>平成21年度中に10万円未満の物品について台帳を整備する。 また、消耗品類については、総数管理による簡便的な方法により管理する。</p>
<p>(3) 事業報告書提出時の受領印漏れについて (3-2-35頁) 指定管理者からの定期報告書に受領日付印がなく、実際の提出日が確認できなかった。</p>	<p>指定管理者からの定期報告書について、受領日付印の押印漏れがないよう徹底した。</p>
<p>(4) 指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について (3-2-35頁) 基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるかどうか、業務継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料(決算書等)を定期的に入手することが望まれる。</p>	<p>平成21年度から、事業年度終了後3カ月以内に法人全体の決算書を提出させることとし、業務遂行の安定性を検証する。</p>
<p>(5) 区分経理における按分負担額の検証不足について (3-2-36頁) 本社経費の按分負担額は算定根拠の妥当性を検証する資料が不足している。</p>	<p>事業部門別損益表、本社経費明細表等により、本社経費の範囲、按分率の妥当性を検証する。</p>
<p>(6) 収支状況報告書の会計的チェック(会計監査)の必要性について</p>	<p>平成21年度から、収支状況報告書の適正性を検証するため、会計監査を実施する。監査に当たっては、企業局内部で、公認会計士である評</p>

<p>(3-2-37頁) 企業局では指定管理者から提出された収支状況報告書について会計帳簿との照合など監査的なチェックを実施していない。</p>	<p>価委員を加えた形で専門のチームを組織する。</p>
<p>(7) 事業報告書に対する評価不足について (3-2-37頁) 事業報告書にもとづく年度評価は評価結果が書面として残されていない。評価の実態に乏しいものと判断する。</p>	<p>平成20年度事業報告書から、指定管理者が提案した事業計画の実施結果について、比較分析を行うとともに、評価結果を作成する。</p>
<p>(8) 事業計画の提出時期の遅延及び検討不足について (3-2-38頁) 事業計画書の提出時期が遅く、内容の検討不足が推察される。</p>	<p>平成21年度事業計画書については、提出期限を平成21年3月6日とし、事業計画の内容について十分に検証する期間を設けた。</p>
<p>(9) 個人情報の取扱いにおける従事者への周知及び監督の不足について (3-2-38頁) 指定管理者は、指定管理業務等に従事している者に対して、個人情報の取扱いについて必要な事項を周知するとともに、適切な監督を行わなければならないが、周知すべき必要事項の文書化がなく、また、監督方法も明確にされていない。</p>	<p>指定管理者に、個人情報の取扱いについて文書化し、指定管理業務等に従事している者に対し周知するとともに、監督を行うよう指導した。</p>
<p>(10) 個人情報利用中止の申し出窓口明示の不備について (3-2-39頁) 個人情報の利用目的(ダイレクトメールの発送等)についてはフロント受付の備付の書面にて明示しているが、利用中止の申し出の窓口を明示していない。</p>	<p>平成21年4月から、フロント受付に個人情報保護規程を掲載し、利用中止の申し出の窓口を明示した。</p>
<p>(11) 新玉村ゴルフ場ホームページでの「個人情報保護と取り扱いについて」について (3-2-39頁) 新玉村ゴルフ場ホームページ上の「個人情報保護と取り扱いについて」をクリックしても空白画面が表示されるだけである。</p>	<p>平成21年3月に、県ホームページからのリンク先を指定管理者が管理するホームページに変更し、個人情報保護規程について公開した。</p>
<p>(12) 申請者に対して、申請書類が情報公開条例に基づき公開される可能性があることを適切に伝達していないことについて (3-2-40頁) 申請者から提出される申請書類は情報公開条例に基づき公開される可能性があるが、そのことについて申請者に適時適切に伝達されているとは言い難い状況であるので、改善することが望ましい。</p>	<p>次回の選定替え時の募集要項に、情報公開条例に基づき、申請書の情報が公開される可能性がある旨を記載する。</p>

<p>(13) 申請に当たって提出された資料を返却していたことについて (3 - 2 - 40頁) 申請に当たって添付資料として提出された書類の一部を返却していたが、申請団体の適格性を確認するために提出を要請した資料であることから、県が保管すべきである。</p>	<p>次回の選定替え時の募集要項に、提出された資料を返却しない旨を記載するとともに、資料の適切な保管・管理を徹底する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------



監査対象：6．高崎城址地下駐車場（指定管理者：（財）高崎市都市整備公社）

監査結果＜指摘事項＞	改善措置
<p>(1) 仕様書の不作成について            (3-2-42頁)            指定管理者の選定にあたり、作成されるべき仕様書が作成されていない。</p>	<p>平成21年度中に基本協定書を変更し、仕様書を作成する。</p>
<p>(2) 指定管理業務等の実施に必要な諸規則の未整備について            (3-2-43頁)            「高崎城址地下駐車場の管理および運営に関する基本協定書」(平成18年3月15日)(以下、基本協定書)第24条では、「指定管理者は、駐車場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが諸規則の整備が十分とはいえない。</p>	<p>平成21年度中に指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備する。</p>
<p>(3) 「事業計画」の自己検証・評価の不備について            (3-2-43頁)            指定管理者の選定に際して県に提出する「指定管理者申請書」に「事業計画」として効率化やサービス向上の記載をしているが、これに係る評価・自己検証を行っていない。</p>	<p>平成20年度の事業報告書から、指定管理者は、事業計画に対する結果について、自己検証・評価を行うとともに、自己評価報告書を提出する。</p>
<p>(4) 不適切な現金管理について            (3-2-44頁)            「指定管理者申請書」の「管理計画」において現金は金庫にて保管すると記載しているが機の引き出しに保管されていた。</p>	<p>平成21年3月に金庫を設置するとともに、事務所の施錠についても徹底した。</p>
<p>(5) 第三者への業務委託に関する承認の不備について            (3-2-44頁)            事業計画書及び事業報告書に業務委託先として3者の業者及び委託業務内容が記載されているが、実際には4者の業者に業務を委託していた。基本協定書では第三者への業務委託は群馬県企業管理者の承認を要するものとされているが、事業計画書及び事業報告書に委託先の記載が洩れていることは委託に関する承認が不十分であり改善すべきである。</p>	<p>平成21年度事業計画から、業務内容等を精査し、実質的に委託業務に該当するものは事前承認した。</p>
<p>(6) 物品管理の不備について            (3-2-45頁)            指定管理者が管理物件台帳を有していないので管理物件が明確になっていない。管理物件台帳を作成し、定期的に現物を実査し台帳との照合</p>	<p>平成21年度中に管理物件について台帳を整備する。            また、管理物件については、定期的に現物を実査し、台帳と照合を行う。</p>

を実施する必要がある。	
-------------	--

意見	改善措置
<p>(1) 施設の譲渡・運営からの撤退等の検討について (3-2-46頁) 本施設は、高崎市及び本駐車場利用者に対する効用は高いが、県民全体への効用と言う観点からは、県が所有管理するのは適当でなく、高崎市に所有、管理運営とも移管し、受益者である高崎市及び駐車場利用者の負担で管理運営していくのが望ましい。</p>	<p>平成20年度から移管に向けて関係部署と協議を進めている。</p>
<p>(2) 指定管理者の業務と委託契約との関係について (3-2-46頁) 指定管理者が協定している業務内容と、指定管理者から第三者に委託している業務の内容を照らし合わせてみると、大部分の業務が外部委託されている。この状況は指定管理者として業務の遂行能力、効率的な運営の観点から適切な指定管理者であるかどうか疑問である。</p>	<p>外部委託の大部分を占める業務は、効率的な運営の観点から、外部委託へ変更したものであり、その業務内容は、指定管理者が主体となり、指揮監督の下、業務を指示している。 監査意見を踏まえ、委託契約の際に入札や見積り合わせを検討し、効果的・効率的な運営を行うよう指導した。</p>
<p>(3) 経費削減への取組み不足について (3-2-48頁) 指定管理料収入に対する派遣人件費の割合は、59%にも上るが、入札の導入等の経費削減策が未検討である。</p>	<p>監査意見を踏まえ、経費削減策として、効率的な人員配置、入札の実施等について検討するよう指導する。</p>
<p>(4) 「収支計画」における安易な計画数値について (3-2-48頁) 「指定管理者申請書」の「収支計画」において5年間の収入額・支出額がすべて同額であり、経費の縮減効果、利用者の増加による収入の増加等が考慮されているかどうか疑問である。</p>	<p>収支計画書の数値について、景気の状態、近隣駐車場の状況等を考慮して策定するよう指導・徹底する。</p>
<p>(5) 保守点検実施結果の把握が不十分であることについて (3-2-49頁) 高崎城址地下駐車場の設備について、事業計画書で月例定期点検を実施することが予定されている。エレベータ設備、消火設備、空調設備等の施設の保守点検は外部の業者に委託しているが、保守点検の結果について委託業者から書面で報告を受けていない。保守点検の結果については設備の不備の有無にかかわらず書面にて結果報告を受けることが望ま</p>	<p>平成21年度から駐車場設備の保守点検結果について、結果の良否にかかわらず、委託業者から報告書を提出させ、適切な管理を実施する。</p>

しい。	
<p>(6) 事業報告書の入手後の調査について (3-2-49頁) 事業報告書等を入手した後、報告書の内容については電話等の口頭ベースで行われているとのことであるが、検討内容や検討結果が書面で残されていない。各種報告書の吟味は重要な作業でありその内容や結果については書類を残しておくべきである。</p>	<p>平成20年度事業報告書から、指定管理者が提案した事業計画の実施結果について、比較分析を行うとともに、評価結果を作成する。</p>
<p>(7) 指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について (3-2-50頁) 基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか・業務継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料(決算書等)を定期的に入手することが望まれる。</p>	<p>平成21年度から、事業年度終了後3カ月以内に法人全体の決算書を提出させることとし、業務遂行の安定性を検証する。</p>
<p>(8) 「高崎城址地下駐車場」と「城址第二駐車場」の精算方法の不備について (3-2-50頁) 高崎城址地下駐車場と城址第二駐車場の精算方式が実際の利用状況を反映しているか疑問であるので精算方式を見直す必要がある。</p>	<p>高崎市と、利用実態に沿った方式に改善するよう調整・協議する。</p>

監査対象：7．群馬県総合スポーツセンター（指定管理者：（財）群馬県スポーツ振興事業団）

監査結果＜指摘事項＞	改善措置
<p>(1) 群馬県体育協会との業務分担および指定管理者業務の区分経理について            (3-2-53頁)            群馬県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という）と群馬県体育協会（以下「体協」という）とは所在地が同じであり、事業団の職員は全員が体協職員との兼務である。事業団と体協の間の財産区分・経費区分についての文書の取り決めはなく不明確になっている。したがって、事業団の中での「指定管理者としての業務」と「その他の業務」との区分経理にも問題があるといわざるを得ない。事業団・体協間で協定書を作成し、財産区分・経費分担を明確にする必要がある。</p>	<p>指定管理業務に携わる職員19名について、平成21年3月31日付けで兼務を解いた。            事業団と体協の財産区分・経費区分を定める協定書を、平成21年度中に作成する。</p>
<p>(2) 事業団負担の群馬県体育施設協会への支出について            (3-2-53頁)            「事業団」から日本体育施設協会維持費負担金として支出されている10万円は「群馬県体育施設協会（以下、「県施設協会」という）」の決算報告で「県教育委員会」からの補助金10万円として計上され、そのうえで、県施設協会はこの額を「日本体育施設協会」維持費負担金として支出している。県施設協会が負担すべき日本体育施設協会に対する維持負担金が、負担義務のない事業団から支出されている実態がある。</p>	<p>当該負担金については、平成21年度から県教育委員会が直接県施設協会へ支出する方式に改めた。</p>
<p>(3) 維持管理業務の実施状況            (3-2-54頁)            維持管理業務の実施内容が仕様書別紙に定める管理項目・業務内容・仕様を充足していないものがある。また、仕様書別紙に記載されている業務内容と項目の対応関係が不明確な場合があり、その達成度が明らかにできないものがある。</p>	<p>仕様書の維持管理項目に定められた業務の実施を徹底するよう指導した。            委託契約実施実績一覧表を、平成21年4月から業務内容・点検回数等を記載した様式に変更した。</p>
<p>(4) 月例報告書に係る不備について            (3-2-55頁)            月例報告書を翌月10日までに提出することになっているが、提出日も不明であり、報告の内容に対して県の適切な指示・指導がなされているかどうか不明である。また、月例報告書の報告内容が指定管理業務全てを網羅した様式になっていな</p>	<p>指定管理者に対し、報告書の提出期限の厳守及び提出日の記録を指導するとともに、県所管課において報告書に収受印を押印することを徹底した。            また、平成21年4月から、月例報告書を基本協定書第5条(1)から(7)までの業務を実施していることが確認できる様式に改定するとともに、チェックを明確にするため、検討内容書面を作成し、指示・指導内容を明確にすることとした。</p>

い。	
(5) 嘱託職員の給与について (3-2-56頁) 非常勤嘱託職員の本給額が、規程に基づいて決定されていない者がいる。規程に基づいて本給額を決定する必要がある。	「財団法人群馬県スポーツ振興事業団非常勤嘱託職員の報酬等決定要領」を制定し、平成21年2月3日から適用した。
(6) 連番シールの貼付の網羅性について (3-2-56頁) 全ての備品について連番シールを添付することとなっているが、現場監査の結果、連番シールが貼付されていない備品があった。	備品管理台帳をもとに現品を確認し、貼付されていない備品は、連番シールの再発行を行い、平成21年度中に全ての備品に連番シールを貼付し、管理の徹底を図る。
(7) 指定管理開始時の現品管理について (3-2-57頁) 平成18年に財団法人群馬県スポーツ振興事業団が指定管理者就任時に、管理すべき備品の明細を定めているが、現品を確認した形跡はない。	県教育委員会立会いのもと、平成21年度中に、備品を個別及び網羅的に確認するとともに、指定期間満了時にも確認し、その結果を記録する。
(8) 定期的な備品の確認について (3-2-57頁) 定期的に備品管理台帳と現品とを突合していない。また、備品管理台帳に計上されていない備品があった。	備品番号H11-30484車イスについて備品管理台帳に計上した。また、平成21年度から、定期的(年1回)に棚卸しを行い結果を記録する。
(9) 個人情報保護規程の未制定について (3-2-58頁) 指定管理者である財団法人群馬県スポーツ振興事業団は、事業団としての個人情報保護規程はあるが指定管理者としての個人情報保護規定はない。	平成21年5月に、指定管理者としての個人情報保護規程を制定した。

意見	改善措置
(1) 指定管理者について (3-2-59頁) 指定管理者である、財団法人群馬県スポーツ振興事業団(以下「事業団」という)は、その職員の全てが財団法人群馬県体育協会(以下「体協」という)との兼務になっている。 いわば、「普及団体」と、その対極にある「競技団体」という立場の職を兼務しているが、両団体にそれぞれの存在意義がある以上、両団体からの立場で議論調整等をして、業務が実行されるべきであると思うが、兼務という立場から、指定管理	指定管理業務に携わる職員19名について、平成21年3月31日付けで兼務を解いた。

<p>業務の遂行に関して、中途半端にならずに、その時々に応じて両方の立場を使い分けた的確な判断が可能かどうか疑問がある。</p>	
<p>(2) 指定管理業務の範囲の適正化について (3-2-59頁) 指定管理業務の中に、最も民間のノウハウを活用することが可能と考えられる「施設の利活用促進のための自主事業の実施等」が仕様書・協定書に記載されていない。</p>	<p>次回選定前までに、指定管理業務の範囲や、指定管理者の自主事業のあり方について検討する。</p>
<p>(3) 「総合スポーツセンター」という名称の曖昧さについて (3-2-60頁) 「総合スポーツセンター」の冠がつくのは、教育委員会の管理している、前橋市関根町と渋川市伊香保町に存在する運動施設の総称であるとのことであるが、それらの施設を「総合スポーツセンター」という冠で囲うことが、県民にとって、どのようなメリットがあるか判然としない。</p>	<p>平成8年度のぐんまアリーナ建設を期に、大規模大会・イベントが開催可能な施設となったことから、「総合体育センター」を「総合スポーツセンター」に改めた経緯がある。現在の名称は十分に県民に親しまれていると考えている。</p>
<p>(4) 使用料減免申請書の事後承認について (3-2-60頁) 使用料減免申請書の承認権限者である教育長の承認は、現状の手続き上は、事後承認になっている。改善すべきである。</p>	<p>平成21年度から、使用料の減免について、団体使用の事前承認の事務処理を徹底した。</p>
<p>(5) 減免申請書の承認印の印章について (3-2-61頁) 減免申請書に押印される承認印の印章が、承認権限者の印章になっていない。正式名称で印章を作り直すべきである。</p>	<p>減免申請について、群馬県総合スポーツセンターの管理及び運営に関する条例施行規則で規定している承認印により、適正に処理する。</p>
<p>(6) 月例報告書の予算執行額の未記載について (3-2-61頁) 事業団は基本協定書に従い、毎月定例報告書を提出しているが、報告書には予算執行に関する記載がない。</p>	<p>平成21年度から月例報告書の様式を変更し、予算執行額を記載することとした。</p>
<p>(7) 事業計画書の項目と事業報告書の項目の不一致について (3-2-61頁) 年度開始前に提出される事業計画書と年度終了後に提出される事業報告書の項目が一致していないため指定管理者に係る評価が困難である。</p>	<p>平成20年度事業報告書について、事業計画書の項目と一致させた様式で提出させることとした。</p>
<p>(8) 施設管理者賠償責任保険等の契</p>	<p>平成21年6月に契約者名を「財団法人群馬県スポーツ振興事業団」</p>

<p>約者名等について (3-2-62頁) 事業団は施設に関連して発生する不慮の事故に際して施設管理者賠償責任保険等に加入しているが、契約者名等及び期間に問題がある。</p>	<p>に変更する。</p>
<p>(9) 県(教育委員会)の文書・帳簿類のチェック不足について (3-2-63頁) 県は週に一度程度、施設に往査しているが、会計帳簿等の確認は行っていない。</p>	<p>平成21年度から、施設に往査した際に定期的に会計帳簿等を確認することとした。</p>
<p>(10) 事業報告書における指定管理業務以外の実績報告の記載について (3-2-63頁) 平成19年度の事業報告書には指定管理者としての業務以外の実績が記載されている。指定管理業務の履行状況と区別して、明確にわかるように工夫して記載されることが望ましい。</p>	<p>平成20年度の事業報告書から、指定管理業務と自主事業を明確に区分するよう指導した。</p>
<p>(11) 維持管理業務の実施状況と効率性について (3-2-64頁) 指定管理業務である施設設備の維持管理業務のほとんどが外部に再委託されている。外部に再委託されている業務を直営でできる者に管理させる場合と比較すると非効率・不経済である可能性が高い。</p>	<p>監査意見を踏まえ、積極的に入札を実施するなど、効率的、経済的な運営について検討するよう指導した。</p>
<p>(12) 需用費の管理費と受託管理費の区分について (3-2-65頁) 需用費は施設管理に伴う消耗品、光熱水費等を処理する科目であり、さらに管理費と受託管理費に区分されている。光熱水費は全て受託管理費となっているのに対して、消耗品は、発注者の別により管理費と受託管理費に区分されている。管理費・受託管理費の区分は消費された業務内容等を考慮して区分されるのが望ましい。</p>	<p>光熱水費の小メーター取付については、本館の構造を踏まえ具体的な対応を検討する。 また、消耗品費を区分する方法について利用された業務内容による区分の方法を検討するよう指導した。</p>
<p>(13) 未利用金額(前受金)の把握について (3-2-65頁) 未利用金額であるプリペイドカード(回数使用券)の未利用残高、利用料金の前受残高を把握していない。</p>	<p>予約管理システムの仕様について、プリペイドカードの売上、使用、未収金額等の詳細なデータが網羅できるような方法を検討する。</p>
<p>(14) 備品台帳のロケーション(置場)管理について (3-2-66頁) 指定管理者である財団法人群馬県</p>	<p>備品台帳で、ロケーション管理を行えるよう、平成21年度中に備品を確認する。</p>

<p>スポーツ振興事業団は、現場備品台帳として教育委員会管理の備品台帳を用いているが、教育委員会管理の備品台帳はロケーション（置場）まで管理していないため、備品台帳に計上されている備品の現物を特定することが困難となっている。</p>	
<p>(15) 指定管理者としての管理すべき備品の範囲について (3-2-66頁) 基本協定書において無償貸与及び管理すべき備品の範囲（備品1体3万円以上）を明確にしているが、指定管理者として現物管理すべき備品の範囲を見直す必要がある。</p>	<p>現物管理する備品の範囲について平成21年度中に見直す。</p>
<p>(16) 個人情報取扱特記事項の見直しについて (3-2-67頁) 個人情報取扱特記事項の内容が現状に合致していない。</p>	<p>実態に即して、包括的に県教育委員会から承諾を受ける取扱いについて、平成21年度中に検討する。</p>
<p>(17) 個人情報の取扱における従事者への周知及び監督の不足について (3-2-67頁) 指定管理者は指定管理業務等に従事している者に対して、個人情報の取扱いについて必要な事項を周知するとともに、適切な監督を行わなければならないが、周知すべき必要事項の文書化がなく、また、監督方法も明確にされていない。</p>	<p>平成21年度中に指定管理者が新たな個人情報保護規程を制定するとともに、必要な事項を文書化し、従事者への周知、監督を徹底することになった。</p>
<p>(18) 緊急時の対応について (3-2-68頁) 基本協定書及び管理運用業務仕様書において事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に通報しなければならないとなっているが通報すべき事故や災害等の範囲が明確となっていない。</p>	<p>平成21年度中に、業務仕様書において、報告すべき事故及び災害等の範囲を明文化する。</p>



監査対象： 8 . 上記往査 6 施設の基本協定書について

意見	改善措置
<p>( 1 ) 協定書における目的が明確にされていないことについて ( 全施設 ) ( 3 - 3 - 1 頁 ) 県と指定管理者との基本協定書において、施設の目的・使命が明確でない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に、仕様書等の中で、施設の目的・使命を明確にする。</p>
<p>( 2 ) 協定書において「災害時の体制」を事業計画項目として明示すべきことについて ( 群馬ヘリポート・総合スポーツセンター・群馬の森・つつじが岡公園 ( 花山部分を除く ) ) ( 3 - 3 - 1 頁 ) 基本協定書における事業計画書の記載項目として、災害時非常時等の連絡動員体制が掲げられていない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に基本協定書を改定し、事業計画書の記載項目として「災害時、非常時等の連絡動員体制」を明示する。</p>
<p>( 3 ) 秘密の保持条項について ( 高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場 ) ( 3 - 3 - 2 頁 ) 秘密の保持条項がないので、設定すべきである。</p>	<p>平成 2 1 年度中に基本協定書を改定し、秘密の保持条項について加入する。</p>
<p>( 4 ) 責務としての善良なる管理者の注意義務について ( 高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場 ) ( 3 - 3 - 2 頁 ) 指定管理者が、善良なる管理者の注意をもって業務を実施することが明記されていない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に基本協定書を改定し、責務としての善良なる管理者の注意義務について明示する。</p>
<p>( 5 ) 規程の適用関係について ( 高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場 ) ( 3 - 3 - 2 頁 ) 基本協定・年度協定・募集要項・事業計画間に齟齬がある場合の適用関係を定める条項がない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に基本協定書を改定し、規程の適用関係を定める条項について加入する。</p>
<p>( 6 ) 業務の引継ぎにおける事前準備すべき人材資材等について ( 群馬ヘリポート・総合スポーツセンター・群馬の森・つつじが岡公園 ( 花山部分を除く ) ) ( 3 - 3 - 3 頁 ) 業務実施に先立ち、必要な人材・資材等の確保と職員に対し必要な研修の実施を義務付ける条項がない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に基本協定書を改定し、必要な人材 ( 有資格者等 ) や資材等の確保と、職員に必要な研修の実施を義務付ける条項を加入する。</p>
<p>( 7 ) 施設及び備品の購入時の所有権等について ( 群馬の森・つつじが岡公園 ( 花山部分を除く ) )</p>	<p>平成 2 1 年度から基本協定書の条文に県に帰属させる規定を明示した。</p>

<p>( 3 - 3 - 3 頁 )  管理費用を充て購入した備品であ  っても、その備品が、事業継続上、  不可欠な重要性の高い備品である場  合は、例外的に県に帰属させる旨の  条項が記載されていない。</p>	
<p>( 8 ) 不可抗力による業務免除規定に  ついて ( 高崎城址地下駐車場 )  ( 3 - 3 - 4 頁 )  不可抗力による業務の全部又は一  部の免除条項が設けられていない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に基本協定書を改定し、不可抗力による業務免除を定  める条項について加入する。</p>
<p>( 9 ) 協定の改定条項について ( 高崎  城址地下駐車場・新玉村ゴルフ  場 )  ( 3 - 3 - 4 頁 )  協定の改定についての条項が設け  られていない。</p>	<p>平成 2 1 年度中に基本協定書を改定し、協定の改定についての条項を  加入する。</p>

9. その他の指定管理者制度対象施設（往査6施設以外）について

監査対象：生活文化部 人権男女共同参画課

(1) 群馬県女性会館（指定管理者：(財)群馬県女性会館）

意見	改善措置
<p>非公募理由の妥当性について （3-4-1頁） 群馬県女性会館の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。</p>	<p>群馬県女性会館は平成21年3月31日をもって閉館した。</p>
<p>アンケート等の有効活用について （3-4-2頁） アンケート箱を設置してアンケートを実施しているが、回収状況や回収後の利用状況を見る限り有効活用しているとは思われないので、アンケートを充実させて有効活用できるように検討されたい。</p>	<p>群馬県女性会館は平成21年3月31日をもって閉館した。</p>
<p>指定管理者交代に伴うモラル低下の防止について （3-4-2頁） 建物の耐震強度不足の関係で、会館が閉鎖されることが決まっており、現指定管理者の退任も決まっている。残任期間中のモラルハザードに留意する必要がある。</p>	<p>監査意見の趣旨を踏まえて、モラル低下の防止に努め、指定管理期間終了時まで適切に管理運営された。</p>

監査対象：生活文化部 文化振興課

(1) 群馬県民会館(指定管理者:(財)群馬県教育文化事業団)

意見	改善措置
<p>レストランとの一体化について (3-4-3頁) 売店及びレストランは、ホールの有効利用の観点からは、重要な構成要素であり、一体管理とすることが望ましい。</p>	<p>次回選定時までに、売店及びレストランとホールの一体的管理のあり方について検討する。</p>
<p>自主事業に係る収支計画の未作成について (3-4-3頁) 自主事業は、指定管理者の管理する事業であるにもかかわらず、自主事業の収支計画が作成されていない。</p>	<p>平成21年度から事業計画書において、自主事業に係る収支計画を作成させた。</p>
<p>管理費用の監査的管理について (3-4-4頁) 利用料金に不足する金額を見積もり管理費用として採用しているが、この管理費用の金額の妥当性は、収支の正確性が前提となるので、監査的な管理が重要である。</p>	<p>平成21年度から、定期的に収支状況を関係書類も含めて確認することとした。</p>

(2) 群馬県みかぼみらい館(指定管理者:(財)藤岡市文化振興事業団)

意見	改善措置
<p>施設のあり方について (3-4-5頁) 設置目的；多野藤岡地域の文化育成及び文化芸術振興、及び、非公募で指定管理者として(財)藤岡市文化振興事業団を選定する事情からも、県の施設として所有するよりも、藤岡市等に移管することが望ましい。</p>	<p>群馬県みかぼみらい館は、平成21年4月1日から藤岡市へ移管した。</p>

(3) 群馬県立自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール)(指定管理者：富岡市)

意見	改善措置
<p>非公募理由の妥当性について (3-4-6頁) 指定管理者を非公募で選定した理由に疑問がある。現在の指定管理業務を前提とするのであれば、次回は公募実施すべきである。</p>	<p>次回選定時までに、非公募理由の妥当性や公募の可能性について検討し、結論を出す。</p>
<p>区分経理(共通費の配分)について (3-4-7頁)</p>	<p>平成21年度中に、自然史博物館とかぶら文化ホールとの共通費配賦基準を定めて、次回選定時から区分経理を行う。</p>

<p>自然史博物館（県直営）との共通費の区分経理に問題がある。</p>	
<p>施設のあり方について （ 3 - 4 - 7 頁） 現状の使用実態を前提にするのであれば、富岡市への適正な価額での移管も視野に入れ検討するべきである。</p>	<p>次回選定までに、自然史博物館とかぶら文化ホールのあり方を、富岡市の意見も踏まえながら検討する。</p>
<p>市所有施設との一体管理について （ 3 - 4 - 8 頁） 将来的には、隣接敷地内にある「もみじ平総合公園」と「群馬県立自然史博物館」、「かぶら文化ホール」を一体の複合施設として運営した方が望ましいと思われる。</p>	<p>一体的な利用者サービスを行うため、平成 2 1 年度中に、関係する施設間で定期的な意見交換の場を設置し、連携を強化する。</p>

監査対象：健康福祉部 健康福祉課

(1) 群馬県社会福祉総合センター（指定管理者：(社福)群馬県社会福祉事業団・群馬県ビルメンテナンス協同組合）

意見	改善措置
アンケート等の有効活用について (3-4-9頁) 利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。	平成21年3月30日に締結した平成21年度から平成23年度の基本協定書において、利用者アンケート結果の報告について規定した。

(2) 群馬県福祉マンパワーセンター（指定管理者：(社福)群馬県社会福祉協議会）

意見	改善措置
利用者数目標の設定について (3-4-10頁) 目標管理の一環として、重要指標である利用者数目標が設定できていない。	平成21年4月1日に締結した平成21年度の年度協定書において、利用者数目標を設定した。
アンケート等の有効活用について (3-4-10頁) 利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。	平成21年3月30日に締結した平成21年度から平成23年度の基本協定書において、利用者アンケート結果の報告について規定した。

監査対象：健康福祉部 障害政策課

(1) 群馬県立点字図書館(指定管理者:(社福)群馬県社会福祉事業団・(社)群馬県視覚障害者福祉協会)

意見	改善措置
<p>利用者数目標の設定について (3-4-12頁) 提示された利用者数目標と実績の対比表において、平成17年度以降、毎年設定されている目標利用者が前年度実績を大幅に下回るように設定されている状況が、示されていたが、報告数値に間違いがあることが判明した。目標管理は、指定管理に対する管理方法として極めて重要な管理方法であるが、基礎的な部分での過誤であり、目標管理意識の浸透が必要である。県民サービス・満足度向上の重要指標のひとつである利用者数目標の、適切な設定と管理の充実が望まれる。</p>	<p>これまでの実績を踏まえて、平成21年度の利用者数目標を設定するとともに、月例報告をもとに適切に管理することとした。</p>
<p>アンケート等の実施状況について (3-4-13頁) アンケートを実施していないが、施設に対する要望等を入手するためにアンケート等を実施していくことが望まれる。</p>	<p>平成21年度からアンケート調査を実施する。</p>
<p>指定管理者制度導入によるコスト増加について (3-4-13頁) 指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方法がなかったかどうか再検証することが必要である。</p>	<p>平成20年度にコストの削減について再検証し、平成21年度から事務的経費を引き下げた。</p>

(2) 群馬県立ふれあいスポーツプラザ(指定管理者:(社福)群馬県社会福祉事業団)

意見	改善措置
<p>利用者数目標の設定について (3-4-14頁) 利用者数目標が設定されていない。住民・利用者満足度測定の間からも重要な指標である、利用者数目標を設定し、目標達成に向け管理して行くことが必要である。</p>	<p>これまでの実績を踏まえて、平成21年度の利用者数目標を設定するとともに、月例報告をもとに適切に管理することとした。</p>
<p>アンケート等の有効活用について (3-4-15頁) 利用者のアンケート結果が、事業</p>	<p>平成21年3月31日に締結した平成21年度から平成23年度の基本協定書において、利用者アンケート結果の報告について規定した。</p>

報告書で報告されていない。

(3) 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ(指定管理者:(社福)群馬県社会福祉事業団)

意見	改善措置
指定管理者制度導入によるコスト増加について (3-4-16頁) 指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方法がなかったかどうか再検証することが望まれる。	平成20年度にコストの削減について再検証し、平成21年度から事務的経費を引き下げた。

(4) 群馬県立ゆうあいピック記念温水プール(指定管理者:(社福)群馬県社会福祉事業団)

意見	改善措置
収支計算書の表示について (3-4-17頁) 事業報告書の収支計算書上、他会計からの繰入金収入が計上されているが、収支差額の不足である旨が明確になるように表示を工夫する必要がある。	平成20年度収支報告書から、他会計からの繰入金収入が生じる場合には、事業報告書の収支計算書においてその旨が明確になるよう、注記等を利用して表示を工夫するよう指導した。
多額の欠損について (3-4-17頁) 予算規模に比して、人件費の増大による多額の欠損が生じている。	本案件は、指定管理者となった団体の年度途中の人事異動が主な要因であった。 指定管理者の予算管理が適切に行われるよう、収支状況について適宜確認することとした。
アンケート等の有効活用について (3-4-17頁) 利用者のアンケート結果が、事業報告書で報告されていない。	平成21年3月31日に締結した平成21年度から平成23年度の基本協定書において、利用者アンケート結果の報告について規定した。



監査対象：環境森林部 自然環境課

(1) つつじが岡公園(花山部分)(指定管理者：館林市)

意見	改善措置
<p>公園としての一体管理について (3-4-19頁)                      県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。公園全体を一体としての一元的な管理・整備の方法を検討すべきである。</p>	<p>複合施設としての一体管理方式については、次回選定前までに施設のあり方と合わせて検討する。また、3施設の連携を図る目的で平成21年1月に「つつじが岡公園活性化会議」を設置した。</p>

(2) 群馬県クレー射撃場(指定管理者：日本装弾(株))

意見	改善措置
<p>指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について (3-4-20頁)                      基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか、業務継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料(決算書等)を、指定管理者選定時以外にも、定期的に入手しチェックすることが必要である。</p>	<p>毎年度の事業報告書に、指定管理者の経営状況等を把握するための資料(決算書等)を添付させることとした。</p>
<p>指定管理者交代に伴うモラル低下の防止について (3-4-21頁)                      指定管理者の残任期間中のモラルハザードに留意する必要がある。</p>	<p>監査意見の趣旨を踏まえて、モラル低下の防止に努め、指定管理期間終了時まで適切に管理運営された。</p>
<p>施設のあり方について (3-4-21頁)                      民間施設の利用により設置目的の達成は可能と考えられ、県がクレー射撃場を所有する意味合いは薄いと考えられる。</p>	<p>県内の民間施設の利用により設置目的の達成が可能であるかを含め、次回選定までに、施設のあり方を検討する。</p>

(3) 群馬県野鳥の森施設(指定管理者：安中市)

意見	改善措置
<p>指定管理者選定理由について (3-4-22頁)                      指定管理者の選定理由に疑問がある。</p>	<p>次回選定時において、選定理由が合理的かつわかりやすい内容となるよう工夫する。</p>
<p>施設のあり方について (3-4-22頁)</p>	<p>利用者が漸減傾向にあることから、PRや地域観光施設との連携等を強化することにより利用者の増加を図るとともに、次回選定時までに施</p>

国有地の一部を県が借り上げ、本施設が設置されている形態及び利用者が少数である現状を鑑み、施設のあり方そのものを検討する余地があると思われる。	設のあり方について検討する。
------------------------------------------------------------------------	----------------

監査対象：環境森林部 緑化推進課

(1) 伊香保森林公園（指定管理者：渋川市）

意見	改善措置
<p>非公募理由の妥当性について （3 - 4 - 24頁） 指定管理者制度の導入当初に非公募により指定管理者選定している。また平成21年度の2度目の選定でも非公募としているが、公募による指定管理者選定の可能性を十分に検討されたい。</p>	<p>次回の指定管理者選定時については公募とする。</p>
<p>アンケート等の有効活用について （3 - 4 - 25頁） 利用者満足度調査のために雑記帳を設置しているが、記載内容を十分に検討されていなく、また事業報告書により県に報告もなされていない。</p>	<p>平成21年度からの基本協定書において、業務仕様書に利用者アンケート等の実施並びにアンケート結果及び業務改善への反映状況の報告を明記した。また、事業報告書の様式を改訂し、利用満足度調査結果概要についても報告を受けることとした。</p>

(2) 赤城森林公園、赤城ふれあいの森（指定管理者：群馬県森林組合連合会）

意見	改善措置
<p>統一的な愛称の検討について （3 - 4 - 26頁） 赤城森林公園・赤城ふれあいの森は、隣接地域にあり、地理的にも一体化しており、設置条例も、指定管理者の選定も、一本になっている。このような実態に合わせて、二つの別々の施設であるかのような印象を与える名称を一本化する等の工夫が望まれる。</p>	<p>赤城森林公園及び赤城ふれあいの森の全域を、通称として「赤城森林公園」に一本化し、あかぎ木の家、キャンプ施設やローラー滑り台など施設が集中する場所を「ふれあいの森」区域とする。</p>
<p>アンケート等の実施状況について （3 - 4 - 26頁） 利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。</p>	<p>平成21年度からの基本協定書において、業務仕様書に利用者アンケート等の実施並びにアンケート結果及び業務改善への反映状況の報告を明記した。また、事業報告書の様式を改訂し、利用満足度調査結果概要についても報告を受けることとした。</p>

(3) さくらの里（指定管理者：(社)群馬県林業公社）

意見	改善措置
<p>アンケート等の有効活用について （3 - 4 - 27頁） 施設の利用促進、利用満足度の向上のためにアンケート等が実施されているが、事業報告書に報告記載されていない。</p>	<p>平成21年度からの基本協定書において、業務仕様書に利用者アンケート等の実施並びにアンケート結果及び業務改善への反映状況の報告を明記した。また、事業報告書の様式を改訂し、利用満足度調査結果概要についても報告を受けることとした。</p>

(4) 桜山森林公園 (指定管理者: 藤岡市)

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>区分経理が適切に行われていないことについて (3-4-28頁) 県有施設と市有施設の両方を藤岡市が維持管理しているが、事業報告書に記載されている収支報告は県有施設、市有施設両方で要した収支となっており、基本協定書で区分経理を要求していることに対して違反している。</p>	<p>平成20年度の実績報告書の収支報告書において、区分経理して報告するよう指導徹底した。</p>

意見	改善措置
<p>アンケート等の実施状況について (3-4-29頁) 利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。</p>	<p>平成21年度からの基本協定書において、業務仕様書に利用者アンケート等の実施並びにアンケート結果及び業務改善への反映状況の報告を明記した。また、事業報告書の様式を改訂し、利用満足度調査結果概要についても報告を受けることとした。</p>
<p>施設のあり方について (3-4-29頁) 桜山森林公園は藤岡市所有の土地に県が施設を整備して藤岡市を指定管理者として維持管理しているが、藤岡市の施設として維持管理するほうが合理的であると考えられる。</p>	<p>次回選定時まで、藤岡市の意見も踏まえて、施設のあり方を検討する。</p>

(5) みかほ森林公園 (指定管理者: (社)群馬県林業公社)

意見	改善措置
<p>アンケート等の有効活用について (3-4-30頁) 施設の利用促進、利用満足度の向上のためにアンケート等が実施されているが、事業報告書に報告記載されていない。</p>	<p>平成21年度からの基本協定書において、業務仕様書に利用者アンケート等の実施並びにアンケート結果及び業務改善への反映状況の報告を明記した。また、事業報告書の様式を改訂し、利用満足度調査結果概要についても報告を受けることとした。</p>

(6) 21世紀の森 (指定管理者: 利根沼田森林組合)

意見	改善措置
<p>アンケート等の実施状況について (3-4-31頁) 利用者の要望等を把握するためにアンケート等が実施されていない</p>	<p>平成21年度からの基本協定書において、業務仕様書に利用者アンケート等の実施並びにアンケート結果及び業務改善への反映状況の報告を明記した。また、事業報告書の様式を改訂し、利用満足度調査結果概要についても報告を受けることとした。</p>

が、施設の利用促進、利用満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

監査対象：農政部 蚕糸園芸課

(1) 群馬県立日本絹の里 (指定管理者:(財)群馬県蚕糸振興協会)

意見	改善措置
<p>予算管理の徹底について (3-4-32頁) 予算管理を徹底することにより、費用の削減に尽力する必要がある。</p>	<p>平成20年度に管理運営体制や事業内容の見直しについて検討し、平成21年度の管理費用の削減を行った。</p>

(2) 群馬県水産学習館 (指定管理者:(財)群馬県公園緑地協会)

意見	改善措置
<p>つつじが岡公園との一体管理について (3-4-33頁) 県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。公園全体を一体としての一元的な管理・整備の方法を検討することが望まれる。</p>	<p>複合施設としての一体管理方式については、次回選定時までには、施設のあり方と合わせて検討する。また、3施設の連携を図る目的で平成21年1月に「つつじが岡公園活性化会議」を設置した。</p>
<p>協定書・計画書と報告書の項目不一致について (3-4-34頁) 協定書・計画書に謳われている調査研究業務が、事業報告書においては、報告項目としても支出項目としても記載されていない。</p>	<p>平成20年度の事業報告書から、調査研究業務の実施状況を記載するよう指導した。</p>
<p>利用者数目標の設定について (3-4-34頁) 重要な指標である利用者数の目標値設定ができていないので、事業計画において明確な目標値を設定する必要がある。</p>	<p>平成21年度事業計画書に利用者数の目標値を記載した。</p>

(3) ぐんまフラワーパーク (指定管理者:(株)ぐんまフラワー管理)

意見	改善措置
<p>管理費用の見積もり方式について (3-4-35頁) 管理費用が多額に見積もられていた可能性がある。市場価格を反映させる方式の導入を検討する必要がある。</p>	<p>次回選定時までには、管理費用の積算について、各管理業務毎の市場価格との比較に基づいた積算方式の導入など、より市場価格が反映される仕組みを検討する。</p>
<p>利用者数の減少について (3-4-36頁) 指定管理者導入後、入場者数が減少傾向にあり、住民満足度の向上の</p>	<p>平成20年度は内部アンケートに加え、外部調査会社に委託して実施した。平成21年度も継続して実施するとともに、個別事業についてもアンケートを実施し、来園者の満足度を検証し、その結果を事業計画に反映させるよう指導する。</p>

観点からの検証が必要である。

監査対象：農政部 畜産課

(1) 群馬県馬事公苑

意見	改善措置
<p>施設の所管課について (3-4-38頁) 群馬県馬事公苑は現在畜産課が所管しているが、施設の設置目的(動物愛護精神・乗馬技術の向上)等を考慮したときに、より相応しい所管課があるのかどうか検討の余地がある。</p>	<p>平成21年度に、農政部内に「農政部所管指定管理者制度導入施設のあり方検討会」を設置し、より相応しい所管課の検討を含め、将来のあり方について検討する。</p>



監査対象：産業経済部 労働政策課

(1) 群馬県勤労福祉センター（指定管理者：(財)群馬県勤労福祉センター）

意見	改善措置
<p>指定管理者の業務継続能力について (3-4-39頁) 指定管理者である財団法人群馬県勤労福祉センターは常勤職員が1名しかおらず他は非常勤職員と県からの派遣職員となっているが、常勤職員に不測の事態が生じた場合も想定して対応できるようにしておくことが必要である。</p>	<p>平成21年7月から正規職員を1名増員し2名体制とする。 また、現在ある「危機管理マニュアル」の見直しを行うとともに、指定管理に係る業務内容についても、新たにマニュアルを作成し、緊急の場合にどの職員でも対応できる体制を整備する。</p>

監査対象：産業経済部 観光物産課

(1) 宝台樹キャンプ場(指定管理者：武尊山観光開発(株))

意見	改善措置
<p>施設の一体管理の可能性について (3-4-40頁) 宝台樹キャンプ場と宝台樹スキー場は同じ指定管理者により管理運営されていることや、一体管理によって年間を通じて利用可能な施設の運営となるため、一体管理によるメリットを十分に検討されたい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、次回選定までに宝台樹スキー場との一体的な管理を含め、施設のあり方について検討する。</p>
<p>非公募理由の妥当性について (3-4-41頁) 宝台樹キャンプ場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。</p>	<p>次回選定時までに、非公募理由の妥当性や公募の可能性について検討し、結論を出す。</p>
<p>利用料金の積算根拠が不明確であることについて (3-4-41頁) テントサイトの貸出料金の積算根拠が不明確であるので、施設の維持費等を考慮し貸出料金を積算し適切な受益者負担を求めることが望まれる。</p>	<p>当該施設の中には、指定管理者所有の有料設備もあることから、県内同業者の料金も参考にして、次回選定時までに、テントサイトの貸出料金の積算について検討する。</p>
<p>仕様協議と選定手続きについて (3-4-41頁) 指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。</p>	<p>次回選定時までに、公募によるものと同様の取扱いで、適切な管理運営を行うために十分な取決めを定めた仕様書を作成する。</p>
<p>事業報告書の報告内容の不足について (3-4-42頁) 事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目が十分ではない。</p>	<p>平成20年度の事業報告書の項目を事業計画書の項目に一致させるよう指導した。</p>

(2) 宝台樹スキー場(指定管理者：武尊山観光開発(株))

意見	改善措置
<p>施設の一体管理の可能性について (3-4-43頁) 宝台樹キャンプ場と宝台樹スキー</p>	<p>監査意見を踏まえ、次回選定までに、宝台樹キャンプ場との一体的な管理を含め、施設のあり方について検討する。</p>

<p>場は同じ指定管理者により管理運営されていることや、一体管理によって年間を通じて利用可能な施設の運営となるため、一体管理によるメリットを十分に検討されたい。</p>	
<p>非公募理由の妥当性について (3-4-44頁) 宝台樹スキー場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。</p>	<p>次回選定時までに非公募理由の妥当性や公募の可能性について検討し、結論を出す。</p>
<p>指定管理者制度導入によるコスト増加について (3-4-44頁) 指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方策がなかったかどうか再検証することが望まれる。</p>	<p>次回選定までに、管理費用について利用者へのサービスや満足度の向上との兼ね合いの中で再検証を行い、指定管理料の合理性について検討する。</p>
<p>仕様協議と選定手続きについて (3-4-45頁) 指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。</p>	<p>次回選定時までに、公募によるものと同様の取扱いで、適切な管理運営を行うために十分な取決めを定めた仕様書を作成する。</p>
<p>事業報告書の報告内容の不足について (3-4-45頁) 事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。</p>	<p>平成20年度の実業報告書の項目を事業計画書の項目に一致させるよう指導した。</p>

(3) 武尊牧場スキー場(指定管理者:武尊山観光開発(株))

意見	改善措置
<p>非公募理由の妥当性について (3-4-47頁) 武尊牧場スキー場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。</p>	<p>次回選定時までに、非公募理由の妥当性や公募の可能性について検討し、結論を出す。</p>
<p>指定管理者制度導入によるコスト増加について</p>	<p>次回選定までに、管理費用について、利用者へのサービスや満足度の向上との兼ね合いの中で再検証を行い、指定管理料の合理性について検</p>

<p>( 3 - 4 - 4 8 頁 )  指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方がなかったかどうか再検証することが望まれる。</p>	<p>討する。</p>
<p>仕様協議と選定手続きについて  ( 3 - 4 - 4 8 頁 )  指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。</p>	<p>次回選定時までには、公募によるものと同様の取扱いで、適切な管理運営を行うために十分な取決めを定めた仕様書を作成する。</p>
<p>事業報告書の報告内容の不足について  ( 3 - 4 - 4 9 頁 )  事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。</p>	<p>平成 2 0 年度の事業報告書の項目を、事業計画書の項目に一致させるよう指導した。</p>

( 4 ) 川場キャンプ場 ( 指定管理者 : 川場村 )

意見	改善措置
<p>非公募理由の妥当性について  ( 3 - 4 - 5 0 頁 )  川場キャンプ場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。</p>	<p>次回選定時までには、非公募理由の妥当性や公募の可能性について検討し、結論を出す。</p>
<p>利用料金の設定方法について  ( 3 - 4 - 5 1 頁 )  施設の利用料金は周辺の類似施設の料金を参考に設定されているが、当該施設の維持管理コストの観点から積算し、適正な受益者負担を求めていくことが望まれる。</p>	<p>当該施設の中には、指定管理者所有の有料設備もあることから、県内同業者の料金も参考にして、次回選定時までには利用料金の妥当性について検討する。</p>
<p>仕様協議と選定手続きについて  ( 3 - 4 - 5 1 頁 )  指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できて</p>	<p>次回選定時までには、公募によるものと同様の取扱いで、適切な管理運営を行うために十分な取り決めを定めた仕様書を作成する。</p>

いるのか疑問である。	
<p>事業報告書の報告内容の不足について (3-4-51頁) 事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書の報告項目は十分ではない。</p>	平成20年度の事業報告書の項目を実施計画書の項目に一致させるよう指導した。
<p>アンケート等の実施状況について (3-4-52頁) 利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。</p>	平成21年度からアンケート調査を実施する。

(5) 河川敷運動場・園地

- (5) - 1 利根川河川境運動場 (指定管理者: 伊勢崎市)
- (5) - 2 利根川河川尾島児童園地 (指定管理者: 太田市)
- (5) - 3 利根川河川尾島運動場 (指定管理者: 太田市)
- (5) - 4 烏川河川玉村運動場 (指定管理者: 玉村町)

意見	改善措置
<p>アンケート等の実施状況について (3-4-55頁) 利用者の要望等を把握するためにアンケート等の実施の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。</p>	平成21年度から、管理事務所が設置されている施設についてはアンケート調査を実施する。設置されていない施設について、利用者の要望等を把握する方法を検討する。
<p>施設のあり方について (3-4-55頁) 河川運動場は地元市町村に密着した施設の色彩が強いことから、指定管理者としてではなく、より直接的に自主的に、地元市町村によって運営されることが実態に即した利用方法と考えられる。</p>	次回の選定時まで、地元市町村の意向や国土交通省(河川事務所)の考え方等を踏まえた上で、施設のあり方について検討する。

監査対象：県土整備部 都市計画課

(1) 敷島公園（指定管理者：(財)群馬県公園緑地協会）

意見	改善措置
個別施設単位の予算管理について (3-4-57頁) 個別施設単位の予算管理が徹底できていない。	平成21年度の収支計画書から、個々のスポーツ施設単位での予算を設定させ、管理を徹底することとした。
利用者数目標の設定について (3-4-57頁) 目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。	平成21年度の事業計画書から、公園利用者数の計画目標を設定した。

(2) 金山総合公園（指定管理者：山梅造園土木・ケービックスグループ(3社)）

意見	改善措置
利用者数目標の設定について (3-4-58頁) 目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。	平成21年度の事業計画書から、公園利用者数の計画目標を設定した。
指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について (3-4-59頁) 県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等を入手しチェックすることが望まれる。	事業報告書（平成20年度分）の添付資料として、指定管理者の決算書を毎年入手し経営状況を把握する。

(3) 観音山ファミリーパーク（指定管理者：NPO法人KFP友の会）

意見	改善措置
利用者数目標の設定について (3-4-60頁) 目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である。利用者数目標が設定できていない。	平成21年度の事業計画書から、公園利用者数の計画目標を設定した。

監査対象：企業局 財務管理課

(1) ゴルフ場

(1) - 1 上武ゴルフ場 (指定管理者：スバルリビングサービス(株)群馬事業所)

(1) - 2 玉村ゴルフ場 (指定管理者：(株)三商)

(1) - 3 前橋ゴルフ場 (指定管理者：ライジングプロモーション(株))

(1) - 4 板倉ゴルフ場 (指定管理者：(株)東急リゾートサービス)

意見	改善措置
<p>指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について (3-4-62頁) 県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等入手しチェックすることが望まれる。</p>	<p>平成21年度から、事業年度終了後3カ月以内に法人全体の決算書を提出させることとし、業務遂行の安定性を検証する。</p>
<p>区分経理について (3-4-63頁) 指定管理者が、自社の事業の一部として、指定管理事業を実施している場合には、自社全体に係る共通費の配分等の適正性を検証するのが困難である。</p>	<p>平成21年度からは、収支状況報告書の適正性を検証するため、会計監査を実施する。監査に当たっては、企業局内部で、公認会計士である評価委員を加えた形で専門のチームを組織する。</p>

(2) ウエストパーク1000 (指定管理者：(財)高崎市都市整備公社)

意見	改善措置
<p>利用料金制への移行可能性について (3-4-64頁) ウエストパーク1000は現在指定管理料方式を採用しているが、施設の規模や性格から利用料金制への移行も可能と思われるので検討されたい。</p>	<p>近隣駐車場の増加、大規模な駐車場を有したショッピングモールの増加による街中買い物客の減少により、平成19年度から急激に料金収入が減少している。 利用料金制への移行は、こうした状況の推移を見ながら検討する。</p>

監査対象：教育委員会 生涯学習課

(1) 群馬県青少年会館(指定管理者:(財)群馬県青少年会館)

意見	改善措置
<p>非公募理由の妥当性について (3-4-65頁) 群馬県青少年会館の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募理由から考えると公募による選定も可能ではないかと思われるので、公募による選定の道を模索されたい。</p>	<p>次回選定時までには、非公募理由の妥当性や公募の可能性について検討し、結論を出す。</p>
<p>利用料金の設定方法について (3-4-66頁) 「青少年会館」の利用料金は原価の積上げ計算により設定されたのではなく、他県の状況や他施設の状況と比較して設定されている。維持管理コストの面も考慮のうえ利用料金を設定されることが望まれる。</p>	<p>次回選定時までには、維持管理コストを検証し、教育施設としての利用料金のあり方について検討する。</p>



監査対象：教育委員会 スポーツ健康課

(1) 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク(指定管理者：渋川市)

意見	改善措置
<p>非公募理由の妥当性について (3-4-67頁) 現在非公募により指定管理者を選定しているが、公募により指定管理者を選定する可能性を模索されたい。</p>	<p>次回選定時までには、非公募理由の妥当性や公募の可能性について検討し、結論を出す。</p>
<p>使用料の設定方法について (3-4-68頁) 施設の使用料の設定は、平成12月4月から見直しや変更がされていない。維持コストを考慮した利用料金の設定が望まれる。</p>	<p>次回選定時までには、維持管理コストを検証し、スポーツ施設としての使用料のあり方について検討する。</p>

(2) 群馬県ライフル射撃場(指定管理者：群馬県ライフル射撃協会)

意見	改善措置
<p>利用料金の設定方法について (3-4-69頁) 利用料金の設定方法が不明確であり、利用者が限定的であることを考慮すると、より一層受益者負担を求めていくことが望まれる。</p>	<p>次回選定時までには、維持管理コストを検証し、スポーツ施設としての利用料金のあり方について検討する。</p>
<p>指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について (3-4-69頁) 県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等を入手しチェックすることが望まれる。</p>	<p>事業報告書(平成20年度分から)の添付資料として、毎年度指定管理者の決算書を手入れし、経営状況の把握を行う。</p>
<p>施設のあり方について (3-4-70頁) ライフル射撃競技人口を考慮すると、県民全体の負担で競技場を所有することに合理性があるか疑問である。競技団体への譲渡等も踏まえ、そのあり方の検討が望まれる。</p>	<p>次回選定時までには、施設のあり方について検討する。</p>